

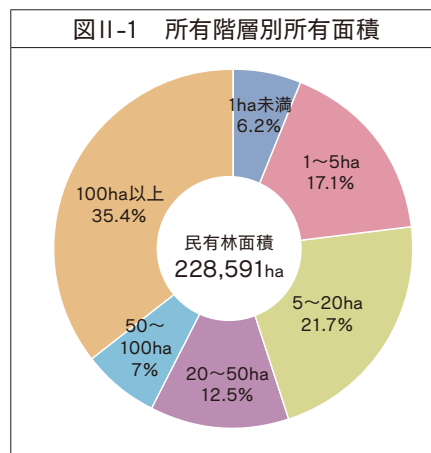
# 第4章 森林・林業の現状と施策展開

## 1 森林・林業の再生

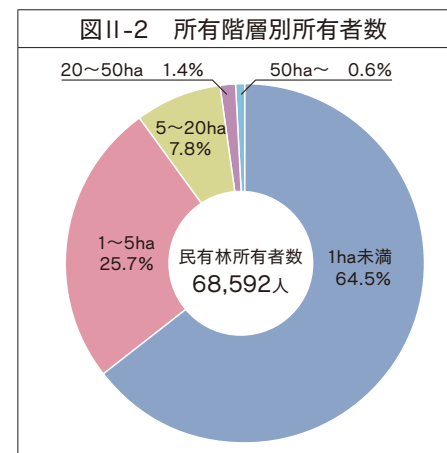
### (1) 持続経営可能な森林づくり

#### ア 現状・課題

- 木材価格の低迷等により、伐採と植林を繰り返す持続可能な林業経営は困難な状況にあります。
- 伐採の先送りから植林は減少し、民有人工林の林齢構成は31年生から60年生に全体の4分の3が集中するなど、**齢級**<sup>※1</sup>分布には極端な偏りがみられます。
- 民有林では、5 ha以下の所有者が9割を占めるなど、森林の所有規模は小さく、**不在村森林所有者**<sup>※2</sup>も2割で増加傾向にあります。
- 森林所有者の林業経営意欲は低下し、森林への関心も薄れ、境界の確定できない森林や手入れの遅れた森林が増加しています。



(資料 群馬県：林政課業務資料)



(資料 群馬県：林政課業務資料)

#### イ 施策展開

### 持続経営可能な森林の整備に取り組みます

#### POINT 施策のポイント

- ◇充実した木材資源を有する生産条件の良い森林を核として、小規模森林所有者などをまとめて団地化し、団地内での集中的な森林整備を推進します。
- ◇間伐施業を繰り返すことによる**長伐期施業**<sup>※3</sup>を進め、森林の有する**多面的機能**<sup>※4</sup>を発揮する良好な森林へ誘導します。
- ◇安定した事業量と収益を確保しながら、林業経営の改善に努めます。
- ◇皆伐<sup>※5</sup>、再造林が行える環境を整えるため、低コスト造林・育林システムなどの調査、研究を行います。

◆数値目標

| 項目               | 現状(平成22年)       | 目標(平成32年) | 備考         |
|------------------|-----------------|-----------|------------|
| 森林経営計画面積(単位:千ha) | 参考:森林施業計画<br>77 | 110       | 民有林カバー率:5割 |

◆具体的施策

①森林経営計画の作成

- 集約的・効率的に森林経営を行うため、森林所有者及び林業事業者<sup>※6</sup>による森林経営計画<sup>※7</sup>の作成を推進します。
- 森林経営計画の実効性を確保するため、計画の作成に当たっては、提案型集約化施業<sup>※8</sup>と一体的に推進します。
- 森林経営計画の作成は、森林施業プランナー<sup>※9</sup>を中心に、フォレスター<sup>※10</sup>と連携して作成する体制を構築します。



写真:集約化説明会

②集中的に行う森林整備

- 森林経営計画を作成した森林所有者等の作成主体による集中的な森林整備を推進します。
- 県が行う森林整備等の支援は、森林経営計画に基づく施業に重点化します。

③長期的視点による森林の経営

- 森林経営計画区域では、長伐期施業を基本に、利用間伐を繰り返し行う多間伐施業を推進します。
- 森林経営計画の作成や施業の実施が困難な森林所有者が、森林組合等の意欲と能力を有する者へ、長期的な施業・経営の委託を行う仕組みづくりを推進します。
- 皆伐、再造林が行える環境を整えるため、低密度の植栽による施業、高成長苗木<sup>※11</sup>品種の導入、コンテナ苗木<sup>※12</sup>の植栽、下刈り方法の工夫等、低コストな造林・育林システムなどの調査・研究に取り組みます。



写真:スギのコンテナ苗木



## COLUMN [コラム] 森林経営計画

森林経営計画とは、森林を管理経営していくため、植栽、保育、伐採、路網作設及び火災等の防止など、計画作成者が5カ年間に行う施業内容を定めた計画で、効率的な森林施業と適切な森林保護を併せて行うことを目的としています(平成24年度から実施)。

この計画の特徴は、①森林所有者だけでなく森林経営の受託者も計画を作成することができ、②林班単位等、面的なまとまりをもった区域を対象としていることです。

従来の森林施業計画では、施業地が点在する

「ぶどうの房」状態を容認したことから、合理化が図れず生産性が上がらないといった課題がありました。新計画では、面的なまとまりを持つため、路網の整備や間伐の集約化を促進できるようになります。

また、森林所有者の自発的な整備が行われなければ施業が進まないといった課題がありましたが、森林経営計画では、森林組合等の意欲と能力を有する者が森林経営の受託を行うことで整備を進めることができます。

### 【森林経営計画の効果】

#### ◇森林の受委託を促進

- 小規模・零細な所有者から意欲のある林業事業体等による森林経営の推進

#### ◇面的規律の強化

- 木材生産のみならず公益的機能の高度発揮を目的とした計画へ転換
- 森林所有者の役割の明確化。適切な間伐等の森林施業の確保

#### ◇市町村の立てる森林整備の計画に沿った森林経営の実現

- 効率的な森林経営の確保
- 作業路網の配置
- 計画対象森林に人工林のみならず天然林も含め、森林保護対策を強化





## 『用語の解説』

### ※1：【**齢級**】

林齢を5年単位で区分したもの。Ⅰ齢級は1～5年生、Ⅱ齢級は6～10年生、以下、Ⅲ齢級、Ⅳ齢級と数える。

### ※2：【**不在村森林所有者**】

所有する森林とは別の市町村に居住する個人又は主たる事務所のある法人。

### ※3：【**長伐期施業**】

通常の主伐林齢（例えばスギの場合40年程度）の概ね2倍に相当する林齢を超える林齢で主伐を行う森林施業。

### ※4：【**森林の有する多面的機能**】

「森林の有する公益的機能」に木材等を生産する物質的機能を加えたもの。（P4のコラム参照）

### ※5：【**皆伐**】

一定範囲の樹木を一時に全部又は大部分伐採すること。

### ※6：【**林業事業者**】

他者からの委託または立木の購入により造林、伐採などの林内作業を行う森林組合、素材生産業者など。本計画書においては、森林組合以外の林業事業者を民間事業者として区分した。

### ※7：【**森林経営計画**】

コラム【森林経営計画】(P16)を参照。

### ※8：【**提案型集約化施業**】

森林所有者に対して、森林施業の内容や収支計画を示した施業プランを提示し、複数の森林所有者の隣接する林地をとりまとめ、集約的に実施する森林施業の方法。

### ※9：【**森林施業プランナー**】

集約化施業を推進し、森林所有者の合意形成を図って森林経営計画の作成に中心的・直接的に携わる技術者。主に、森林組合職員。

### ※10：【**フォレスター**】

市町村森林整備計画の作成や適切な路網作設の方法、長期的視点に立った地域全体の森づくりの方法等を指導する技術者。主に国・県職員。

### ※11：【**高成長苗木**】

通常の苗木よりも短期間で成長する苗木のこと。下草より早く成長するため下刈り作業が少なく済む等、育林作業の低コスト化が図られる。

### ※12：【**コンテナ苗木**】

筒状の細長い特殊な形をした容器を複数備えたコンテナで育成した苗木。ポット苗に比べて小型で軽量。活着率が良く、初期成長も早い。植穴も小さくて済み、下刈り回数を減らすことも可能。